

市長への手紙（令和5年度分）

「就学援助について」

児童扶養手当受給者であれば就学援助の対象としている市町村が多い中、茂原市では自分の所得と手当を合算して基準を設けている。児童扶養手当を受給していれば低所得のはずなのに、なぜ合算するのか。

【回答】

今回、ご指摘いただいた就学援助の認定基準については、各市町村がそれぞれ定めており、児童扶養手当の受給の有無を要件にしている市もありますが、本市と同様に、生活保護基準を基に算出している市町村が、県内では8割を占めております。

本市においては、制度の趣旨を踏まえ、生活保護基準額を1.3倍した額を就学援助の認定基準額と定め、生活保護に準ずる程度に困窮しているかどうかを、生活保護制度の運用に準じて、世帯のすべての収入（世帯員の給与所得等、児童扶養手当及び養育費等の合計額）と比較することで判定しておりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【担当課：学校教育課】